

**創設される「社会教育士」の歴史的背景とイメージ
について（覚え書き）： 2018年12月の中教審「人
口減少時代の社会教育の振興」答申に関連して**

著者	笹川 孝一
出版者	法政大学資格課程
雑誌名	法政大学資格課程年報
巻	8
ページ	17-21
発行年	2019-03-31
URL	http://doi.org/10.15002/00022249

創設される「社会教育士」の歴史的背景とイメージについて（覚え書き）

—2018年12月中教審「人口減少時代の社会教育の振興」答申に関連して—

法政大学キャリアデザイン学部教授 笹川孝一

1. 2018年省令改正を具体化する諮問と答申

(1) 2018年省令改正の背景

2018年2月末に、文部科学省は、政令を以て、社会教育主事資格取得のためのカリキュラム改定と「社会教育士」の称号を新たに創設することとした^{註1}。

その要点の1つは、教育委員会事務局に着任して初めて、公式には実効性を持つとされる社会教育主事資格の実質的な部分について、汎用性を高める点にある。

社会教育主事のこの性格は、「社会教育活動」というものが青年団、婦人会、壮年団、消防団、農業協同組合、漁業協同組合などの地縁組織に限定されて考えられていた第二次世界大戦終結直後、昭和20年代初頭の農村社会と関係している。公民館や社会教育主事についての規定を含む「社会教育法」の起案者とされる寺中作雄は、社会教育主事について、学校の教育活動を束ねる事務局担当者である「指導主事」に対応する職だと考えていた。つまり、青年団等々の社会教育団体の指導者（リーダー）たちが直接の「社会教育活動」を行い、それ等を束ね、「指導・助言」を与える職務が社会教育主事だという考えである^{註2}。当時の実態からいえば、小学校や新制中学校の「宿直室」に「宿直」する学校教員たちが青年団員を始めとする人々に相談に乗ったり、ときには学習会を組織したりして「指導・助言」を与えることが、イメージとしてあった。このイメージは、当時の村における学校教員などの、師範学校や大学、旧制専門学校卒業生が他の村民に対して持つ圧倒的な学歴とリテラシー、人脈の優位に支えられていた。

もちろんこの時代から、篤農家、素封家、大地主、郷土史家、文人墨客などと呼ばれてきた村の人々の専門的技能や知識、智慧には及ばない面があった。だから、実際には、社会教育主事はこれらの人々との協力で、村のことがら全般にかかわる「社会教育活動」の組織化と支援を行っていた。そして長野県妻籠宿保存運動のように、公民館長などが中心になって行われて、今日も受け継がれている成果を出した取り組みも少なくなかった。

しかしながら、いわゆる高度経済成長期を通じて、

学校教員や新制大学卒業生たちの学歴・リテラシー、人脈の優位性は相対的に大きなものではなくなった。なぜならば、高校進学率、大学進学率が急上昇したからであり、村内の産業や暮らしぶりも多様に分化し、それぞれ専門的な組織やリーダーが出現し、市町村役場の各部署でも様々な「社会教育活動」の取り組みが始まったからである。その結果、1980年代以後になると社会教育主事がかわる「社会教育活動」から、産業の匂いと味が消え、健康、環境、防災、文化などの表面をなでるといようなものに限定されることも珍しくなくなった。

そこで、社会教育主事の実質を教育委員会からさらに全部局、全社会へ普及するという、省令改正が行われたのである。

(2) 中教審への諮問内容

省令改正が行われた翌月初めの「平成30年3月2日」に、林芳正文部科学大臣から、中教審に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の諮問があった。

それは、「人口減少社会において、関係者の連携と住民の主体的な参画のもと、新しい地域づくりを進めるための学習・活動の在り方を中心に、今後の社会教育の振興方策について」「次の事項を中心に御審議をお願いします」というもので、3項目があげられていた。

まず、「関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方について」である。その際、地域の課題を地域住民が共有し、解決に向けて主体的に学び活動する取組を立ち上げ、持続させていくための行政・教育機関・企業・NPO法人等の役割や相互の連携方策などとともに、「社会教育主事や社会教育士の称号を付与された者等社会教育に知見のある者を『学びのオーガナイザー』として学校や他の行政部局を含めた幅広い分野で積極的に活用するための方策などについても御検討をお願いします」とされていた。つまり、「社会教育主事」「社会教育士」問題が、諮問の中心点だったのである。

次いで、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、「地域活性化やまちづくり等との関連も含め、新たな時代において求められる役割」の明確化で

ある。

そして3番目に、「社会教育施設が、地域の実情を踏まえつつ、地域活性化やまちづくり等の分野と効果的に連携を図るための運営の在り方や振興のための方策について、その所管の在り方も含め、御検討をお願い」するとしていた。これは、社会教育法、図書館法、博物館法の規定との関係で、極めてデリケートな問題であった。

(3) 答申の骨子

答申の骨格をきわめて粗く述べれば次のようなものである。

- ① 教育基本法の生涯学習規定を前提に、学校以外の教育領域を全て「社会教育」として扱い、それを教育委員会直轄事業のみでなく、市民や協同組合、NPO、企業が行う活動にも広げて捉え、全体として、人口減少、人生100年時代における地域づくり、国づくり、地球づくりとつないでいる点。この点で、2015年に国連が採択したSDGs (Sustainable Development Goals) を視野に入れている。
- ② 社会教育主事を社会教育法に則って、教育委員会に配置する。そのうえで、社会教育士の称号を持つものを教育委員会とともに全庁的に配置する。また、社会教育主事と首長部局等との人事交流を考える。さらに教職課程受講者に社会教育士称号取得を奨励するほか、学校教員、多様な民間の人々に社会教育士の称号を持つ人を広げる。これらによって、市町村内における、教育委員会の役割を重視しつつ、全庁的な連携、学校との連携を進める。同時に、社会のすべての領域組織において「社会教育活動」上の連携を図る。そして国はこれを、広報その他の方法で支援、奨励する。
- ③ 関係法の遵守を前提としながら、人口減少、人生100年時代における地域づくり、国づくり、地球づくりの視点から、公民館、図書館、博物館についてだけでなく、青少年施設、女性施設など多様な「社会教育施設」の連携を推進する。
- ④ 社会教育施設を首長部局に移管する「特例」措置を地域が選択する場合にも、関係法は遵守されなければならない、法の規定に則って、専門職員の配置を行うこととする。

2. 「人口減少時代の社会教育の振興」答申における「社会教育主事」と「社会教育士」

ここでは、「答申」が「社会教育主事」と「社会教育士」に論及している箇所を抜粋し、小見出しをつける。

***教育委員会内外における「学びのオーガナイザー」としての社会教育主事の業務内容の高度化**

「。社会教育法においては、このような役割を果たす中核的な専門職として教育委員会に社会教育主事を配置することが規定されているが、その配置率は減少傾向にある。今後、新たな地域づくりに向けた社会教育の振興を図っていくためには、各教育委員会における社会教育主事の配置の充実やネットワーク化とともに、社会教育主事が、単に教育委員会の枠内での業務にとどまらず、首長部局や社会教育に関わる様々な主体等も含め、広く社会教育に関する取組を積極的に支援するよう、学びのオーガナイザーとしての業務内容の高度化を図るなど、総合的な視点に立った地域の社会教育振興に取り組むことが重要と考える。」(「答申」7頁)

***コーディネーター能力やファシリテーター能力を持つ「社会教育士」の広い分野での活躍を後押しする**

「。あわせて、2020年度からは、社会教育主事となるための講習修了者等が『社会教育士』と称することができることとなっている。社会教育士の持つコーディネーター能力やファシリテーター能力等の専門性は、今後、官民を問わず多くの分野で重要と考えられ、国においては講習等を受講しやすい環境の整備を図るとともに、積極的な広報等を通じ、社会の幅広い分野での社会教育士の活躍を後押しすることが求められる。」(同上7-8頁)

***公民館主事や社会教育主事等の専門的職員と一般職院との人事交流は有意義である**

「社会教育行政担当部局と首長部局との間での積極的な人事交流を推進する。地方公共団体において、多様化・高度化する地域課題に対応するためには、首長部局と教育委員会が縦割りを排し、相互に強みを生かしながら密接に連携し、総合的な視点で取り組む必要がある。そのための計画的・戦略的な人材育成の一環として、公民館主事や社会教育主事等の専門的職員も対象に、首長部局と社会教育行政担当部局との間での人事交流を実施することは有効であり、特に社会教育主事等の専門的職員が首長部局の業務を経験したり、首長部局の職員が公民館等の社会教育の現場を経験したりすることは有意義だと考えられる。」(同上12頁)

***社会教育主事が主張部局の職員を対象とする「地域づくり」研修を行うことも考えられる**

「また、例えば、社会教育主事が地域づくりをテーマに首長部局の職員をも対象とした研修を企画するなど、地域の様々な課題に取り組む担当者間の交流を推進することも考えられる。」(同上12頁)

***飯田市の事例は参考になる**

「例えば、長野県飯田市では、市職員が教育委員会に

出向し、公民館主事として地域の第一線での実践経験を積み、その経験を各行政施策へと反映させる仕組みが定着しており、住民目線の行政の実現に寄与している。」(同上 12 頁 注)

***教師や教職課程の学生の社会教育主事講習・課程の受講と社会教育士資格の取得を奨励する**

「教師や教職課程の学生に対し、社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程における科目の履修、社会教育士の取得を推奨する。社会教育の専門的人材に求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力は、『社会に開かれた教育課程』を実現する上で教師にも必要な能力であると考えられる。」(同上 15 頁)

***社会教育主事には今後、地域課題の解決に関する「学びのオーガナイザー」の役割が期待される**

「。また、社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。今後は、更に『学びのオーガナイザー』としての中心的な役割を担っていくことが求められ、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担うことが期待される。」(同上 16 頁)

***地域づくりに取り組む多様な人材による「社会教育士」資格取得を期待する**

「。さらに、社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習の修了証書を授与された者又は社会教育主事養成課程の修了者が、教育委員会のみならず社会において広く活用されるよう、2020 年度よりこれらの者については社会教育士と称することができることとされた。社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待されるものであり、地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される。」(同上 16 頁)

***「社会教育士」は首長部局、地域学校共同活動推進員、NPO、企業等の多様な場に存在して相互の連携を推進する役割も担う**

「。社会教育士は首長部局においても広く活用され、教育委員会に置かれる社会教育主事を中心とした各部局間の連携体制の構築につながることを期待される。

また、各社会教育士が持つノウハウや、住民のニーズや地域の課題等に関する情報の共有を図るため、行政内部のみならず、地域学校協働活動推進員、NPO や企業等、多様な場に社会教育士が存在し、相互の連携が図られることが重要である。」(同上 16 頁)

***社会教育主事、社会教育士を含む多様な人材の分野を超えた連携が大事**

「。社会教育主事や社会教育士等の専門的人材に加え、地域において様々な分野で活動する多様な人材等も含め、分野を超えた連携体制を構築し、地域の社会教育が抱える課題等の共通の問題について協働して解決・改善に当たる環境を整備する必要がある。」(同上 16 頁)

***地方公共団体（地方自治体）に法律通り社会教育主事を確実に配置する**

「地方公共団体においては、社会教育主事が社会教育法に規定する必置の職員であることを踏まえ、確実に社会教育主事を配置する。国においては、社会教育主事等の必要性・重要性の発信の強化、社会教育主事講習等の受講方法の多様化に向けた検討を行う。また、都道府県が派遣社会教育主事制度を活用し、市町村への社会教育主事の配置を進め効果を上げている事例などについても、広く情報を収集し周知を図ることが有効である。」(同上 17 頁)

*** NPO や企業等において地域の課題解決等に取り組む多様な人材に対し、社会教育士の取得を推奨する。**

「2020 年度からの『社会教育士』制度の発足に向け、社会教育士の活動のイメージを具体的に描き、社会的な関心を一層高めていけるよう、国においてその職務や活躍の場について具体的に検討し、広く広報する。NPO や企業等において地域の課題解決等に取り組む多様な人材に対し、社会教育士の取得を推奨する。」(同上 17 頁)

***社会教育主事、社会教育主事経験者、社会教育士等の情報共有、連携・協働を図る場の設定と国による後押し**

「地域において社会教育の専門的人材が連携し、その役割を十分発揮できるよう、社会教育主事、社会教育主事経験者、社会教育士等の幅広い関係者間の情報共有、連携・協働を図る場の設定等を行う。」(同上 17 頁)

「国においては、そうした人材の研修・交流を行う場を設け、地域の枠を超えた学び合いと連携を促進する。」(同上 17 頁)

***首長部局へ移管する特例措置によって社会教育主事による支援の幅が広がる可能性がある**

「。また、社会教育は、福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の地方公共団体の長が所管する行政分野とも大きな関わりを持つものである。公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することとなる場合、長の所管する他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を公立社会教育施設においても新たに活用できるようになること、また、社会教育主事等が地方公共団体の長の所管する行政分野を含めてより幅広く社会教育に関する取組を支援しやすくなることで、当該施設の運営のみならず、社会教育行政全体の活性化にとってもプラスの効果が生まれる可能性がある。」（同上 28 頁）

***特例措置においても社会教育主事を位置づける**

「。さらに、本件特例が設けられる場合、それを活用することにより地方公共団体の長が新たに所管することとなる公立社会教育施設についても、住民の主体的な参画により、学びと活動を通じたより良い課題解決と、その過程における人々の成長という社会教育の意義が実現されるよう運営されることが重要である。そのためにも、これらの施設に対し、教育委員会が、教育に関する専門性を生かし、一定の関与を行うことが適切と考えられる。特に、社会教育主事は、社会教育法の規定により、広く社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることとされており、本件特例が活用される場合には、一層重要な役割を担うことが必要と考えられる。」（同上 30 頁）

***「社会教育施設」を首長部局に移管する特例措置をとる場合でも法の規定に則り専門職員を配置する**

「。本件特例の導入により、地方公共団体の判断により首長部局に所管が移った場合であっても、それぞれの施設が、社会教育法、図書館法、博物館法等に基づき社会教育施設であることに変わりはなく、当然のことながら、各社会教育施設には、それぞれの法律に定める目的に即し、必要とされる専門的職員を配置する等各種の基準等を遵守して、社会教育の振興に努めることが求められる。」（同上 32 頁）

***特例措置の下における職員として社会教育士を積極的に活用する**

「。また、その職員等として社会教育士を積極的に活用するなど、社会教育に専門的な知見のある人材の積極的な登用を推進すること、さらには、地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、こうした人材と協働しながら、地域を担う人づくりを進めていくことが望まれる。」（同上 32 頁）

***学校との連携を図るために社会教育主事を積極的に活用する**

「。公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合において、都道府県教育委員会においては、専門的な知見を生かし、広域的観点から域内の社会教育行政の総合的な推進を図るとともに、都道府県域内全体を俯瞰した上での学校教育との調整役としての役割も担うことが期待される。また同様に、市町村教育委員会においては、域内の社会教育行政を推進するとともに、社会教育と学校教育との連携が一層重視されるようになってきていることも踏まえ、社会教育主事も活用し、地域学校協働活動の推進や社会教育関係団体との連携等について積極的な役割を果たしていくことが求められる。」（同上 33 頁）

***特例措置による場合でも司書や学芸員等の専門職員を配置する**

「。加えて、本件特例を活用する場合にも、社会教育施設として求められる専門性を確保する観点から、首長部局において、教育委員会との連携の下、当該社会教育施設の中核を担う存在である司書や学芸員等の専門的職員に対する研修を充実することが求められる。」（同上 33 頁）

***社会教育主事等の専門的人材と多様な人材との共同の実現**

「。あらゆる社会教育の活動において出発点となるのが、個々人の学びの意欲と学びの場への主体的な参画である。また、今後の社会教育の展開に当たっては、首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体が、これまで以上に連携・協働することが必要となる。これらを実際に主導するために、社会教育主事等の専門的人材に加え、地域において様々な分野で活動する多様な人材が、様々な取組を実施することが重要である。」（同上 35 頁）

3. 社会教育主事の資格と社会教育士の称号の有効性の見通しと「コーディネート能力やファシリテート能力」「教養」等を深めること～今後の課題～

以上の点から、今後、社会教育主事や社会教育士を普及し活用しようとする、文部科学省の意図は鮮明になったとみられる。ここしばらく、社会教育主事の採用が少ない状態が続いていたが、今回の答申で、2020年度以後のカリキュラムによって取得される社会教育主事の資格と社会教育士の称号はかなり活用される見通しとなったといえる。

それと同時に、このプロセスが実際にどのように推進されるのか、主体的に参画しつつ注視していくことが重要であろう。

その際に、「コーディネート能力やファシリテート能

力」や答申が重視している「人格」「教養」「学習」の理論的内実とその修得メカニズム、および実践的修得プロセスの研究が重要になろう。

「人生 100 年時代には…一人一人が、学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるよう、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる『生涯学習社会』実現への取組をより強固に進める必要がある。

教育基本法第 3 条においては、生涯学習の理念として、『国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。』と規定されている。生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は…学校教育の領域を除いたあ

らゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。…社会教育を通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、それ自体が一人一人にとって大きな意義を有するものであるとともに、人口減少時代の地域が直面する様々な困難な状況の中で、地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものである」（答申 3-4 ページ「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～」）

註 1 これについては、本誌の前号に拙稿を掲載しているので、それを参照されたい。

註 2 これについては、碓井正久編『日本社会教育発達史』の笹川孝一執筆部分に詳しい。